

社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書のポイント

- ◆年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金の記録等を自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるものとしつつ、将来的な用途拡大にも対応可能なものとする。
- ◆2011年度（平成23年度）を目途に導入することを目指し、今後、費用等を含めた選択肢を整理し、更に具体的な仕組みの検討を進める。

①利用者の利便性向上と保険者・サービス提供者等の事務効率化を実現する。

年金手帳、健康保険証、介護保険証が1枚のカードになる

- 1枚となることで、**保管、携帯に便利。発行の事務負担も軽減**される。
- 現在の保険証等に記載されている情報がICチップなどに収録され、**プライバシーの保護に優れる**。
- 引越、転職等で保険者を異動した場合でも、**保険証の再取得等が不要**。
- 医療機関等の窓口で即時の資格確認が可能**となることや、**保険証の情報の転記ミスがなくなる**ことで、事務負担が軽減。
- 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるので、制度間の併給調整等の事務負担が軽減。

自分の年金記録等を自宅のパソコン等からいつでも安全かつ迅速に確認可能

- オンライン上で厳格な本人確認が行われ、なりすまし等を防止**することができる仕組みとする。
- 利用者にオンラインで提供する環境が整うことを前提として、希望者は、**自分の特定健診結果等の健康情報も閲覧することが可能**。
- 希望者は、身分証明書として利用することも可能。

②プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組みとする。

- **カードに収録する情報を本人確認のために必要な最小限のものに限定するとともに、安全性に優れたICカードを導入し、不正な情報の読み出し等による被害を防止する。**
※カードに収録する情報は、移行期や異常時の対応等を踏まえて決定する。
- **資格情報は、従来通り、各制度の保険者が管理し、資格情報を何らかの方法で関連づけた上で、カードには加入者を特定するための鍵となる情報を収録し、その情報を利用してデータベース上の資格情報にアクセスすることにより、資格確認を行う。**

※加入者を特定するための鍵としてカードに収録する情報の選択肢

- 案1：各制度共通の統一的な番号
- 案2：カードの識別子（カードを識別する記号等）
- 案3：各制度の現在の被保険者番号
 - 案3-2：各制度内で不変的な番号を創設
- 案4：基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）

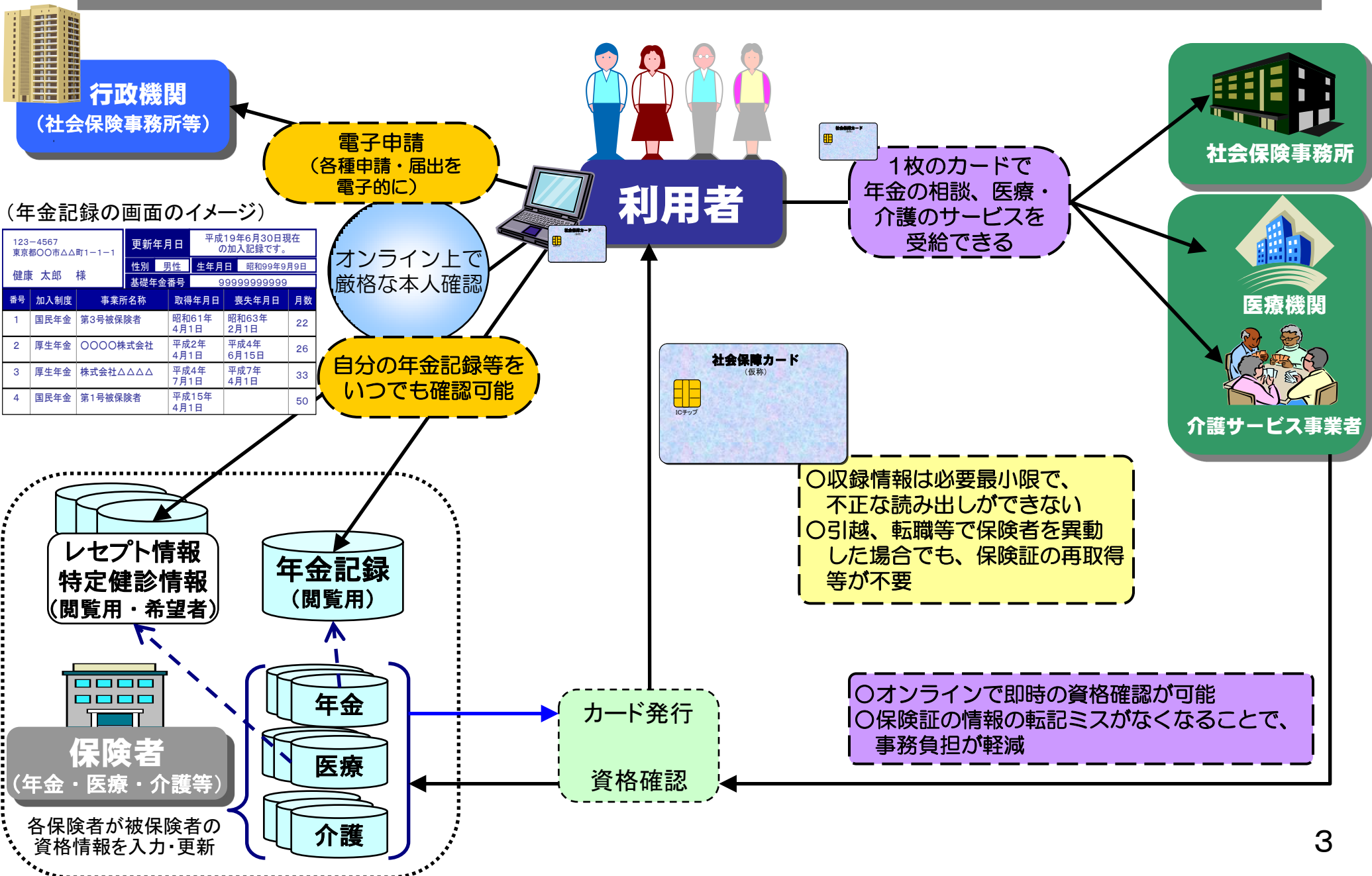
- **資格情報のセキュリティ対策を徹底するとともに、カードの収録情報に応じた利用制限（例：番号の告知要求制限、データベースの構築禁止等）を検討する。**

③コストを抑えつつ、より多くの効果を実現する、費用対効果に優れた仕組みとする。

- **関連する仕組み（レセプトオンライン請求、住基カード発行、公的個人認証サービス、電子私書箱等の仕組み）を最大限に活用し、必要となるコストを抑制する。**
- **簡単・確実に自分のカードを受け取ることができ、自分以外が受け取ることがない方法を検討する。**

※カードの交付についての選択肢 → 案1：市町村が交付 案2：医療保険者が交付 案3：年金保険者たる国が交付

社会保障カード（仮称）の基本的な構想についてのイメージ



(年金記録の画面のイメージ)

123-4567 東京都〇〇市△△町1-1-1		更新年月日	平成19年6月30日現在の加入記録です。		
健康 太郎 様		性別	男性	生年月日	昭和99年9月9日
		基礎年金番号	99999999999		
番号	加入制度	事業所名称	取得年月日	喪失年月日	月数
1	国民年金	第3号被保険者	昭和61年4月1日	昭和63年2月1日	22
2	厚生年金	〇〇〇株式会社	平成2年4月1日	平成4年6月15日	26
3	厚生年金	株式会社△△△△	平成4年7月1日	平成7年4月1日	33
4	国民年金	第1号被保険者	平成15年4月1日		50

「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」の構成・活動

メンバー（50音順 敬称略）

座長	大江 和彦	東京大学大学院医学系研究科教授
	大山 永昭	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部経済学科教授
	高山 憲之	一橋大学経済研究所教授
	田中 滋	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML（コムル）理事長
	樋口 範雄	東京大学法学部教授
	堀部 政男	一橋大学名誉教授
	南 砂	読売新聞東京本社編集委員
山本 隆一	東京大学大学院情報学環准教授	

※ オブザーバー：内閣官房IT担当室、総務省

検討会の活動

【検討会】

- ・ 第1回 平成19年9月27日 開催
- ・ 第2回 10月15日 開催
- ・ 第3回 10月23日 開催
- ・ 第4回 12月7日 開催
- ・ 第5回 12月21日 開催
- ・ 第6回 平成20年1月21日 開催

【作業部会（関係団体との意見交換を実施）】

- ・ 第1回 平成19年11月20日 開催
- ・ 第2回 11月21日 開催
- ・ 第3回 11月27日 開催
- ・ 第4回 11月28日 開催

平成20年1月25日、「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」を取りまとめ。
今後、費用等を含めた選択肢を整理し、更に具体的な仕組みの検討を進める。

カード導入により目指す効果の例（1）

年金・医療・介護各制度にまたがるもの

■ 利用者にとっての効果

- ・ 1枚のカードで、年金・医療・介護の給付、サービスを受けることができる。

■ 事務面での効果

- ・ 各保険者が個別に各種被保険者証を交付する必要がなくなり、事務負担が軽減される。
- ・ 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるため、制度間の併給調整等の事務負担が軽減される。

年金

■ 利用者にとっての効果

- ・ 自宅のパソコン等から常時、安全かつ簡便に自分の年金記録を確認できるので、安心できる。
- ・ 年金手帳がカード化され、健康保険証・介護保険被保険者証と一体のものとなるので、年金手帳の保管場所が分からないといったことが起こりにくくなる。
- ・ オンラインでの年金の裁定請求等の年金関係手続が利用しやすい環境になる。

■ 事務面での効果

- ・ ユーザID・パスワード認証方式により年金記録を提供することに関する事務負担が軽減される。
- ・ 年金手帳の再発行や窓口手続に係る事務負担が軽減される。

カード導入により目指す効果の例（2）

医療保険・介護保険

■ 利用者にとっての効果

- ・ 住所異動、転職等の際にも健康保険証を保険者に提出・返却する必要がなくなる。また、保険者を異動しても介護保険被保険者証を保険者に返す必要がなくなる。
- ・ 全保険者で健康保険証が1人1枚のカードとなる。標準負担額減額認定証や介護保険負担額減額認定証等を別途持つ必要がなくなる。
- ・ 医療保険の資格喪失状態であることの把握が可能になり、加入手続漏れの減少が期待できる。
- ・ 自分のレセプトや特定健診結果、介護サービスの費用等の確認を安全にオンラインでできるようになる。

■ 事務面での効果

- ・ 資格情報のレセプトへの自動転記により、レセプトへの転記ミスによる医療費の過誤調整事務がなくなる。
- ・ 手続の漏れによる医療保険に未加入の状態や二重加入の状態の発生の容易な確認が可能となる。
- ・ 医療機関の窓口でオンラインによる即時資格確認が可能となり、保険者・医療機関・審査支払機関における医療費の過誤調整事務が減少する。

その他

- ・ 行政機関への電子申請が行いやすくなる。
- ・ 希望者は身分証明書として利用可能。ICチップの空き領域に追加的な機能を持たせることも可能
- ・ ICチップに情報を収録することにより、プライバシーの保護に優れたものとなる。
- ・ 行政機関における窓口の事務負担が軽減される。